名　称　臼尻港北防波堤灯台
位　置
所在地　北海道臼尻港（北防波堤外端）
北　緯　四一―五六―一二
東　経　一四〇―五六―三六
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　地上から構造物の頂部まで九・五〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年十一月二十五日

名　称　答志港１号防波堤灯台
位　置
所在地　三重県鳥羽市（答志港１号防波堤外端）
北　緯　三四―三二―〇九
東　経　一三六―五四―〇八
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成二十二年十一月二十五日

名　称　室戸岬港沖防波堤灯台
位　置
所在地　高知県室戸岬港（沖防波堤西端）
北　緯　三三―一五―四五
東　経　一三四―〇九―四五
変更した事項
位　置
所在地　高知県室戸岬港（沖防波堤外端）
北　緯　三三―一五―四五
東　経　一三四―〇九―四五
光　度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
変更年月日　平成二十二年十一月二十五日

○九州地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十四日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

二百一号　飯塚市堀池字伊ノ坪九二番一から同市忠隈字深町三五九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月二十四日

名　称　福山港分岐第四号灯浮標
位　置
所在地　広島県福山港（旅客ふとう東端の東方約五六〇メートル）
北　緯　三四―二七―二八
東　経　一三三―二四―五二
変更した事項
位　置
所在地　広島県福山港（フェリー埠頭東端の東方約五六〇メートル）
北　緯　三四―二七―二八
東　経　一三三―二四―五二
光　度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十二年十一月二十五日

名　称　福山港分岐第五号灯浮標
位　置
所在地　広島県福山港（沖浦岸壁西端の南南東方約一三〇メートル）
北　緯　三四―二八―四四
東　経　一三三―二四―三五
変更した事項
光　度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十二年十一月二十五日

名　称　大羽尾灯台
位　置
所在地　鳥取県岩美郡岩美町（津垣）
北　緯　三五―三六―二八
東　経　一三四―二〇―四三
変更した事項
光　度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで七・三メートル　平均水面上から灯火まで七五メートル
変更年月日　平成二十二年十一月二十五日

人事異動

法務省

検事　横田希代子

平成二十三年司法試験（新司法試験）考査委員に併任する

併任の期間は平成二十三年十月三十一日までとする

平成二十三年司法試験（司法試験予備試験）考査委員に併任する

併任の期間は平成二十三年十月三十一日までとする

市川　政雄　大倉　健司　岡田　大成
田中　浩史　亩田　貴麿　普三　宣弘
藤原　勇喜　山本　憲一

平成二十三年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に任命する

任期は平成二十三年十一月三十一日までとする（各通）

検事　岡山　忠広
同　小出　邦夫

平成二十三年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十三年十一月三十一日までとする（各通）（以上一月十八日）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年１月24日

関東地方整備局長　下保　修

道路の種類	路線名	区間
一般国道	19号	松本市渚１丁目45番１から同市渚１丁目289番１までの下り線

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛知労働局の関係労働者を代表する者度会章仁の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年１月24日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成23年２月９日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　愛知労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。